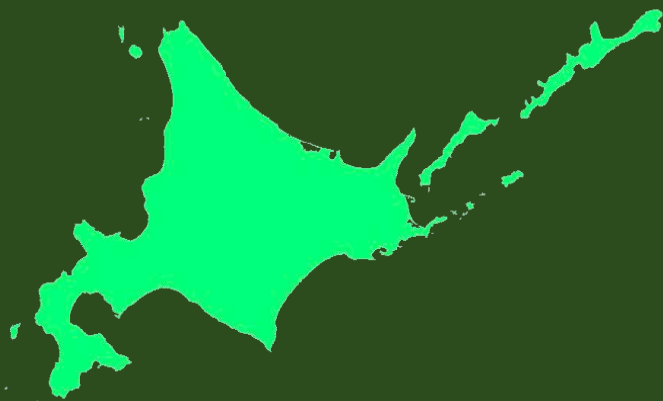




第30号（通巻第74号）
令和7年（2025年）1月

特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

【特集】

本道の特別支援教育における取組の充実に向けて

北海道立特別支援教育センター

特集

本道の特別支援教育における取組の充実に向けて

巻頭言

「特別支援教育ほっかいどう」第30号の発刊に当たり

北海道立特別支援教育センター所長 柏 木 拓 也

特集 1

通級による指導の充実に向けて

通級による指導を必要とする全ての子どもたちのために……………P 1

～「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」の取組～

通級による指導の実際……………P 3

特集 2

医療的ケアの充実に向けて

本道における医療的ケアについて……………P 5

特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業…P 7

特集 3

特セン事業の紹介

研修事業「研修支援」について……………P 9

研究事業「特別支援学校教員スタート・プログラム（試案）」を
活用した取組について……………P 10

＜巻頭言＞

「特別支援教育ほっかいどう」第30号の発刊に当たり

北海道立特別支援教育センター

所長 柏 木 拓 也



北海道立特別支援教育センター（以下、「本センター」という。）では、本道の特別支援教育のより一層の理解と推進に向け、これまで本誌の発刊を通して道内の特別支援教育における先進的な取組等を紹介しており、本号をもって第30号（通巻74号）の発刊となります。平成15年に創刊号を発刊してから21年目となる本号では、「本道の特別支援教育における取組の充実」をテーマに、特別支援教育の施策と関連する事業や本センター事業に関わる3つの特集を取り上げています。

特集1では、「通級による指導の充実に向けて」と題し、道教委の「通級による指導及び『効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業』」の概要を説明しているほか、通級による指導を担当している教員からの情報提供を基に、学校現場での指導や日々の取組の実際について紹介しています。

特集2では、「医療的ケアの充実に向けて」と題し、本道における医療的ケア児の現状について触れ、道教委の「特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業」の概要を説明しているほか、本事業での検証を通して明らかになった成果と課題について紹介しています。

特集3では、「特セン事業の紹介」と題し、特センの研修事業の一部であり、学校や市町村教育委員会、教育関係団体の依頼に応じ、特別支援教育に関する専門性向上や地域の取組の充実を支援する「研修支援」について紹介しているほか、特別支援学校の経験の浅い先生の資質能力の向上に資するよう作成した「特別支援学校教員スタート・プログラム」の内容や、プログラムの活用に向けた取組を紹介しています。

本道においては、国の動向や今後の方向性を踏まえながら、誰もが生き生きと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の下、特別支援教育を着実に推進し、全ての子どもたちが障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことができる環境を整えていくことが求められています。

各特集記事をお読みいただいたことにより、本道の特別支援教育における最新の施策（事業）について本誌の読者の皆様にご理解いただくとともに、各学校や地域における取組の一層の充実につなげていただけたら幸いです。

通級による指導を必要とする全ての子どもたちのために

～「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」の取組～

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

1 本道における通級による指導の充実に向けて

本道において通級による指導を受ける児童生徒数は、令和2年度の6,257名から令和6年度の8,336名へと約1.3倍になり、増加傾向にあります。一方で、「通級による指導を受けることが必要と思われるにも関わらず、様々な理由により受けていない児童生徒が存在している可能性がある。」ことが、国の報告で指摘されています。

また、通級による指導を担当する教員には、障がいの特性等に応じた指導や児童生徒一人一人の実態に応じた多様かつ柔軟な指導方法などの専門性を有するとともに、通常の学級担任等への助言・提案力が求められている中、本道においては、経験の浅い教員が通級による指導を担当することも少なくありません。

道教委では、こうした課題の解決を図るため、広域分散型である本道の地域性を踏まえ、市町村教育委員会及び学校等と連携しながら、通級による指導の「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」（以下、「本事業」という。）を推進しています。

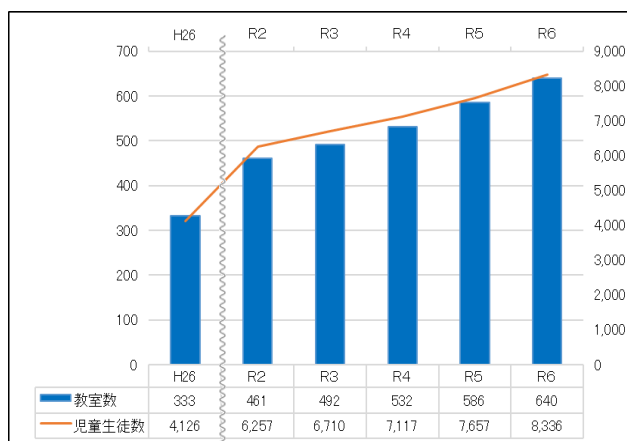


図1 小・中学校に設置している通級指導教室数及び児童生徒数の推移（北海道）

2 本事業の概要

道教委では、本事業を「通級指導教室の設置拡充」と「通級指導担当教員の専門性向上」の2つを柱にして取組を推進しています。

通級指導教室の設置拡充の取組では、通級指導教室が未設置の市町村や学校において、通級による指導を必要とする児童生徒が指導を受けられるよう、14管内全てに巡回指導リーダー教員（以下、「リーダー教員」という。）を配置し、通級指導教室が未設置である近隣の学校（巡回先校）を訪問し通級による指導を行いました。また、巡回先校において、リーダー教員が通級による指導に関

わる理解啓発を行い、自校通級の設置を促進するとともに、未設置の学校や市町村に対して設置に向けた働き掛けを行っています。

通級指導担当教員の専門性向上の取組では、年間を通した研修を行い、リーダー教員の専門性の向上を図るとともに、すでに通級指導教室を設置している学校を連携校に位置付け、リーダー教員が訪問して経験の浅い通級指導担当教員を支援しています。

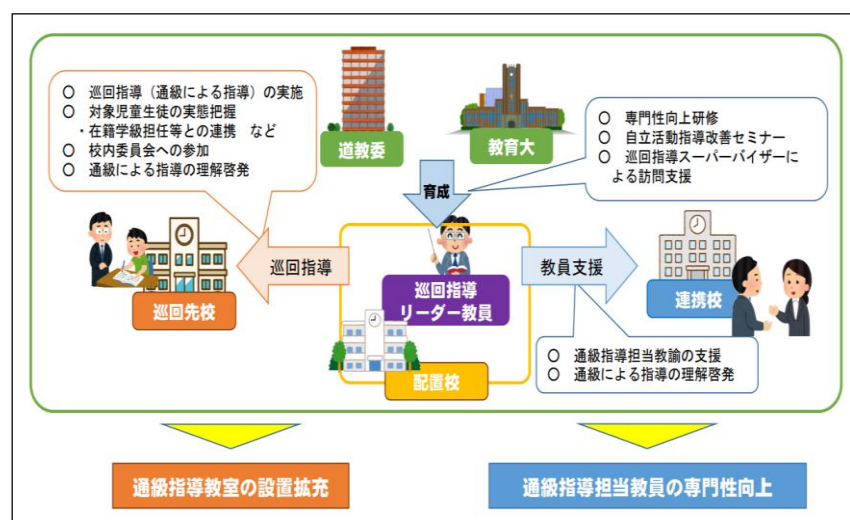


図2 本事業の概要を示した図

3 取組の柱1「通級指導教室の設置拡充」

リーダー教員による巡回指導の実施により、これまで通級による指導が実施されていない、又は他校通級のみであった市町村や学校に新たに通級指導教室を設置することができました。

リーダー教員や巡回先校からは、「教員や保護者の通級による指導に対する理解が深まり、指導を希望する児童生徒が増えた。」「これまで他校通級を利用していたが、自校で指導を受けられ、保護者による送迎の負担が軽減した。」などの声が寄せられました。

今後に向けては、こうした取組の成果や課題を整理し、通級指導教室を設置していない市町村へ普及することで、一層の設置拡充を進めていきます。

表1 巡回指導リーダー教員配置校と巡回先校一覧

管内	配置校	巡回先校	連携校	管内	配置校	巡回先校	連携校
空知	滝川市立滝川第三小学校	滝川市立滝川第一小学校 滝川市立江陵中学校	滝川市立東小学校	檜山	今金町立今金小学校	今金町立種川小学校 今金町立今金中学校	
石狩	当別町立とうべつ学園	当別町立西当別小学校 新篠津村立新篠津小学校		上川	富良野市立富良野東中学校	富良野市立富良野西中学校	富良野市立扇山小学校
後志	余市町立沢町小学校	余市町立黒川小学校		留萌	留萌市立東光小学校	留萌市立緑丘小学校 留萌市立潮静小学校	留萌市立留萌小学校
胆振	伊達市立伊達小学校	洞爺湖町立蛇田小学校 洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校	伊達市立東小学校	宗谷	稚内市立潮見が丘小学校	稚内市立潮見が丘中学校	豊富町立豊富小学校 浜頓別町立浜頓別小学校
日高	新ひだか町立高静小学校	新ひだか町立静内小学校 新冠町立新冠小学校		十勝	北見市立小泉小学校	北見市立小泉中学校	北見市立南小学校
渡島	北斗市立大野小学校	北斗市立荻野小学校 北斗市立市渡小学校 北斗市立谷川小学校	北斗市立大野中学校 北斗市立上磯小学校	十勝	帯広市立花園小学校	帯広市立大正小学校 帯広市立川西小学校	帯広市立豊富小学校 鹿追町立鹿追小学校
				釧路	釧路町立富原小学校	釧路市立鶴居小学校	厚岸町立真龍小学校
				根室	中標津町立中標津小学校	中標津町立中標津中学校	中標津町立丸山小学校

4 取組の柱2「通級指導担当教員の専門性向上」

リーダー教員はもとより、全道の通級指導担当教員の専門性向上に向け、年間を通して、オンラインとオンデマンドを組み合わせた研修を行っています。研修会には毎回100名以上、8回目までに延べ1,000名以上の教員等が参加しており、通級指導担当教員の研修に対するニーズの高さがうかがわれました。研修会の後半には毎回、リーダー教員を対象に、児童生徒の実態から必要なアセスメントの検討やアセスメントに基づく指導内容等の協議を行う事例検討を実施し、実践的な指導力を養うとともに、リーダー教員同士のネットワークの構築を図っています。

今後は、各地域でリーダー教員が中心となり、通級指導担当者のネットワークや研修体制を整備することが求められます。



表2 令和6年度 通級指導専門性向上研修一覧

第1回 通級による指導の制度と担当者の専門性及び役割 北海道教育大学札幌校准教授 山下 公 司 氏	第8回 アセスメントに基づく指導・支援の実際② ～読み書きに困難のある子どもへの支援 北海道教育大学旭川校准教授 蔦 森 英 史 氏
第2回 心身の発達過程と発達課題ー社会性の発達を中心にー 北海道教育大学旭川校教授 片 桐 正 敏 氏	第9回 アセスメントに基づく指導・支援の実際③ ～不器用さや感覚・運動に困難のある子どもへの支援 北海道教育大学札幌校准教授 池 田 千 紗 氏
第3回 校内支援体制における通級指導担当者の役割 北海道教育大学釧路校准教授 田 中 雅 子 氏	第10回 アセスメントに基づく指導・支援の実際④ ～コミュニケーション、感情や情緒のコントロールに困難のある子どもへの支援 北海道教育大学旭川校教授 片 桐 正 敏 氏
第4回 行動・ふるまいの解釈と支援 北海道教育大学旭川校教授 萩 原 拓 氏	プラス1 アセスメントに基づく指導・支援の実際⑤ ～算数に困難のある子どもへの支援 松本大学教育学部学校教育学科専任講師 山 本 ゆ う 氏
第5回 個別的教育支援計画を活用した関係機関との連携及び引継ぎ 北海道教育大学釧路校准教授 田 中 雅 子 氏	オンデマンド① 発達障がいを取り巻く教育の現状 北海道教育大学函館校教授 細 谷 一 博 氏
第6回 個別の指導計画作成と活用及び通常の学級との連携 北海道教育大学札幌校准教授 山 下 公 司 氏	オンデマンド② 二次的な問題の理解と基本的な対応 北海道教育大学釧路校准教授 戸 田 竜 也 氏
第7回 アセスメントに基づく指導・支援の実際① ～対人関係や社会性に困難のある子どもへの支援 北海道教育大学札幌校准教授 齊 藤 真 善 氏	オンデマンド③ 家族・保護者への支援と協働 北海道教育大学釧路校准教授 戸 田 竜 也 氏

※研修の一部は右上の二次元コードから視聴可能

5 おわりに

インクルーシブ教育システムの推進に向けては、子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場を整備することが求められており、通常の学級に在籍し、障がいの特性に応じた特別の指導を受けることができる通級による指導の役割は今後一層重要となります。

道教委では、本道の地理的条件を踏まえ、巡回指導を活用した通級による指導の効果的・効率的な取組を推進し、その成果を広く普及することを通して、通級による指導の充実を図ってまいりたいと考えています。

通級による指導の実際

1 通級による指導とは

「大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するために行う、特別支援学校学習指導要領の『自立活動』に相当する指導」のこと。

○ 通級による指導のポイント

①指導対象及び時数

<指導対象>

- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
- ・医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断する。

<指導時数>

- ・週に1～8単位時間（ただしLD及びADHDは、月に1～8単位時間）の指導を行う。

②対象となる障がい種

- ・言語障害者
- ・自閉症者
- ・情緒障害者
- ・弱視者
- ・難聴者
- ・学習障害者（LD）
- ・注意欠陥多動性障害者（ADHD）
- ・肢体不自由、病弱及び身体虚弱



* 単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないようにしなければなりません。

* 知的障害者は、一定の時間のみ取り出して行う教育形態はなじまないため、対象ではありません。

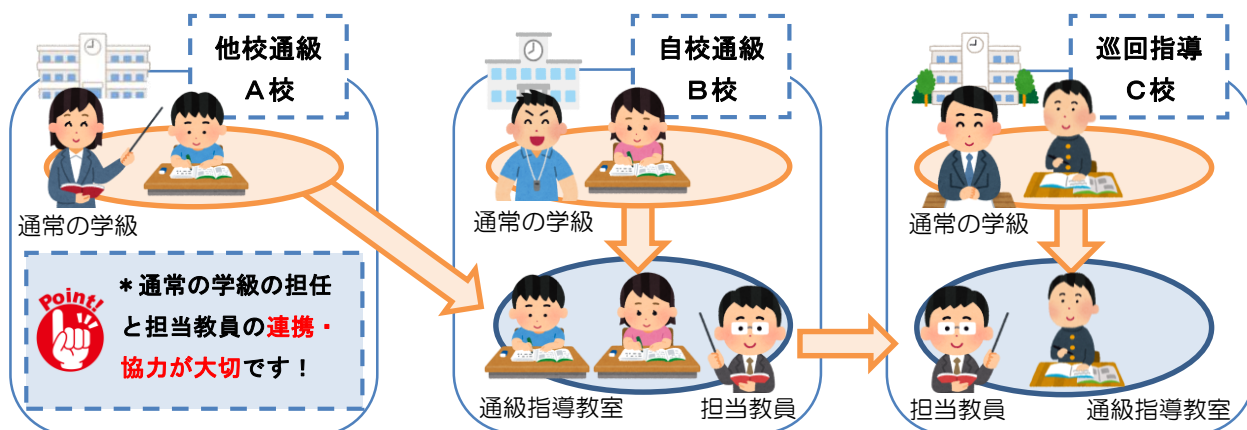
出典：改訂第3版「障害に応じた通級による指導の手引

●解説とQ&A●」文部科学省（平成30年8月）

2 「通級による指導」の実施形態について

○ 通級による指導における実施形態の概要

形態	他校通級	自校通級	巡回指導
説明	・他の学校に通級し、通級による指導の担当教員（以下、「担当教員」という。）から指導を受ける。	・対象となる児童生徒（以下、「対象者」という。）が、在籍する学校において指導を受ける。	・担当教員が対象者のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導する。



—文部科学省発行の参考資料—

❖初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

初心者の方にも分かりやすい内容及び構成となっています。



❖改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引-解説とQ&A

通級による指導の法的な位置付けが、まとめられています。



3 通級による指導の実際

担当教員の一週間の時間割、一単位時間の指導及び通級による指導を担当するに当たって意識していることについて、担当教員へのインタビューを通したQ&A形式で紹介します。



Q 一週間の担当時数を教えてください。

A 私は、一週間に平均して20時間程度、左下の時間割のような授業を担当しています。



担当教員

担当教員のとある一日（例）

時間	担 当
1	自校通級
2	移動、授業準備
3	巡回指導
4	巡回指導
5	移動、授業準備
6	他校通級
放課後	グループ
放課後	記録作成

自校：自校児童への指導
移動：巡回先校に移動
巡回：他校に出向いて指導
他校：他校児童が自校に来校して指導
グループ：指導目標や実態が、複数人での指導が有効な場合のみに設定



* 巡回をメインで回る教員と自校をメインで担当する教員など、**担当や役割を分担**しています。
* 担当教員同士で、**教材や指導実践事例を共有**しています。
* 通級指導により**達成する目標を、保護者や本人と共有**した上で指導を開始します。

○ 通級指導を終了する場合には、通級指導の回数を減らしたり、在籍学級での支援を実施したりできるよう、適宜、計画を見直したりするなど、段階的に行うことが大切です。



Q どんな指導をしているのですか。

A 必要な指導は児童により異なることから、実態把握に基づき目標と内容を考えて指導しています。



担当教員

一単位時間の指導展開（例）

主な学習活動

指導上の留意点

導入	カレンダーワーク 振り返りシートに記入	・ 振り返りシートで、活動が終わり次第、 その都度振り返り を行う。
展開	活動①おはなし「自由会話」 活動②やってみよう「意見発表」 活動③よく見てね「音読」 活動④みんなでゲーム「トランプ」 活動⑤体を動かそう「トランポリン」	・ 集中力が持続するよう、 5分程度で次の活動に移行 する。 ・ 課題への取り組み状況を鑑み、課題の 難易度を段階的に上げる 。 ・ 様々な活動にバランスよく 取り組む。
終末	振り返り	・ 結果のみならず、 取り組む姿勢や過程を認める 。



Q どんなことを心掛けていますか。

A 児童にとって「来て良かった。」、「また来たい。」と思える場所を目指しています。



担当教員



* 通級指導教室での頑張りの成長を学級担任へ伝えたり、学級での頑張りを通級指導教室でも褒めたりするなど、**子どもを中心とした学級担任との連携・協力**を図っています。
* 困難さを改善又は克服するだけでなく、**向き合えるようにすることが大切**です。困難さにばかりに目を向けずに、ほかのことができるようになることで**意欲を高める**ことも期待できます。
* 通級による指導を受けている子どもは、学習上又は生活上の困難さから叱られることが多く、自信がない子どももいるので、**子どものありのままを受容する関わり方**を心掛けています。

本道における医療的ケアについて

北海道立特別支援教育センター

1 学校における医療的ケアの動向について

近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになる等、医療的ケア児の教育にあたっては、児童生徒の安心・安全な環境の確保を保障することが重要です。

このような状況を踏まえ、文部科学省は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」により、喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について都道府県教育委員会等に示し、実施体制の整備を求めています。

令和3年6月には、文部科学省から、小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を示した「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」が公表され、市町村教育委員会及び各学校は努力義務から責務になりました。

市町村教育委員会及び各学校には、関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、実施することが求められています。

2 本道における医療的ケアの状況について

本道の医療的ケアの対象児童生徒数について、小・中学校、高等学校を含む通学生は増加傾向にあります（図1）。また、特別支援学校においては、令和4年度以降、通学している医療的ケアの対象児童生徒数が訪問教育学級に在籍している児童生徒数を上回る程、増加しています。

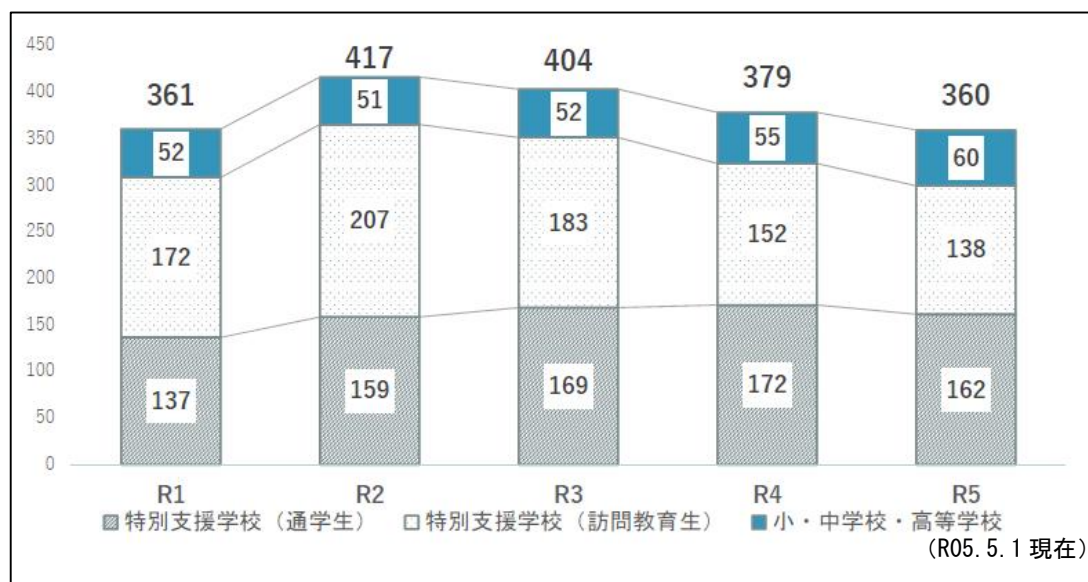


図1 本道における医療的ケア児の人数の推移（札幌市を除く）

令和5年度の道立特別支援学校（通学生）と道内の小・中学校、高等学校（札幌市立を除く）における医療的ケアの実施行為については、喀痰吸引や経管栄養を必要とする医療的ケア児が、道立特別支援学校における行為別児童生徒数の延べ人数の約7割を占めています。（図2）

一方で、小・中学校等では、比較的自分で行うことができる導尿や血糖値測定・インスリン注射などが32%占めていることが分かります。また、その他の中には、人工呼吸器を使用している児童生徒も含まれているなど、多様化が進んでいます。今後は特別支援学校のみならず、小・中学校、高等学校においても医療的ケアに関する知識や理解が必要になってきます。

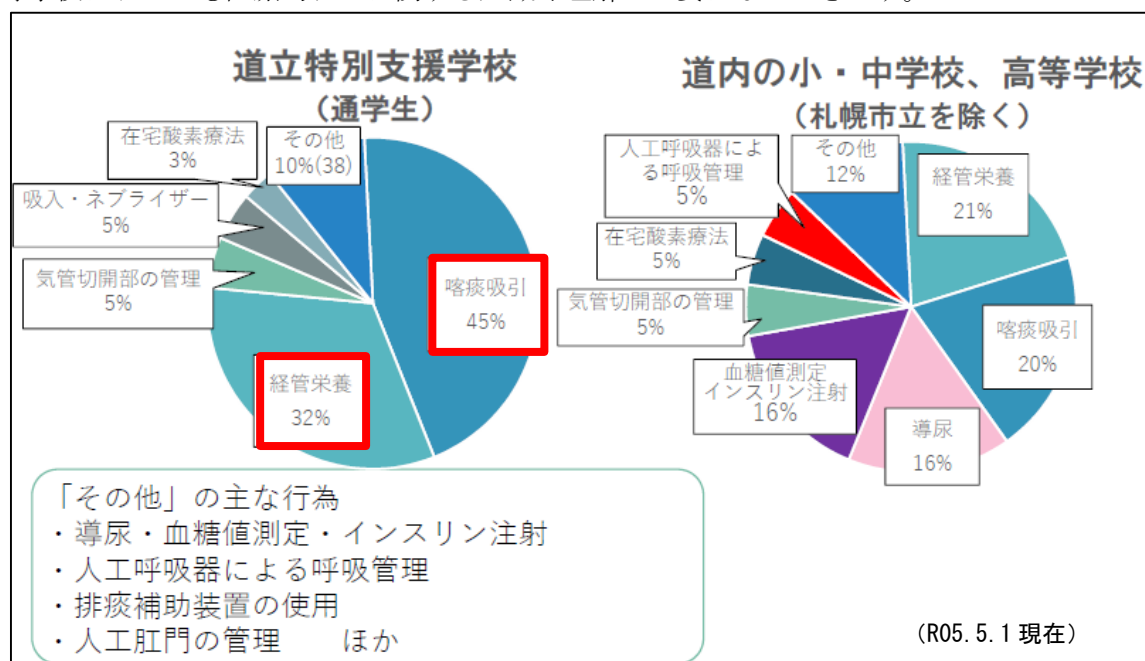


図2 道内の学校における行為別児童生徒の割合

3 学校教育における医療的ケアの適切な実施に向けて

前述したように、本道においては、児童生徒一人一人の状態に応じて必要となる実施行為が多様化していることから、学校教育の現場では、医療的ケアを安全に実施できる体制の確保が重要になります。

医療的ケア児が学校現場で安全な環境で学ぶためには、「教員と医療的ケア看護職員の連携」が不可欠です。例えば、医療的ケアの実施者として登録されていない教員であっても、看護師等の管理の下、医療機器や器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりするなど、医療的ケア以外の支援でできることはたくさんあります。そうすることで、教員と医療的ケア看護職員が互いの役割を整理し、それぞれの役割において責任を果たしたり、児童生徒にとってより良い支援の在り方を話し合ったりすることが大切です。

4 今後に向けて

学校現場において児童生徒が医療的ケアを受けることで、より快適な状態や環境で学習に参加できるようになることや、自身の健康状態や支援の必要性を伝えられるようになるなど、教育的な効果も期待されます。

道教委では、医療的ケア児が道立特別支援学校において、安全な環境の下、充実した学校生活を送ることのできる体制を整備するためのポイントなどを示し、医療的ケアを円滑に進めていくための参考資料として、「医療的ケア実施のためのハンドブック（令和5年12月改訂版）」を作成しています。特センWebページに公開しておりますので、是非、ご活用ください。

特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

1 特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業について

現在、道立特別支援学校には、医療的ケア児が通学する全ての学校に医療的ケア看護職員を配置していますが、登下校や宿泊を伴う校外学習の夜間の支援等、医療的ケア児が安全に学校生活を送るためには、保護者の付添いを必要としている場面があります。

医療的ケア児の自立と社会参加に向けた教育活動の充実に向けては、安全の確保が保障されることを前提としつつ、医療的ケア児であっても医療的ケア児ではない児童生徒と同様に可能な限り保護者の付添いなしに学校生活を送ることができる体制を整えていくことが重要です。

そうした体制整備の拡充に向けては、多くの学校で医療的ケア看護職員の増員が求められる反面、地域によっては職員を募集しても人員を確保することが難しい状況があることから、専門性の高い人材の安定的な確保が課題です。

そこで、今年度、道教委では、特別支援学校における医療的ケアの一部を訪問看護事業所等へ外部委託した場合における、学校職員と派遣される看護師との連携や緊急時等の指示系統の明確化など、医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援体制の構築を図る際の業務契約内容について検証する事業に取り組みました。

本事業では、道教委が、指定校への看護師の派遣を訪問看護事業所等に委託し、「在校時の支援」、「校外学習における夜間の支援」及び「通学時の支援」に係る、業務契約等の在り方を検証しました。

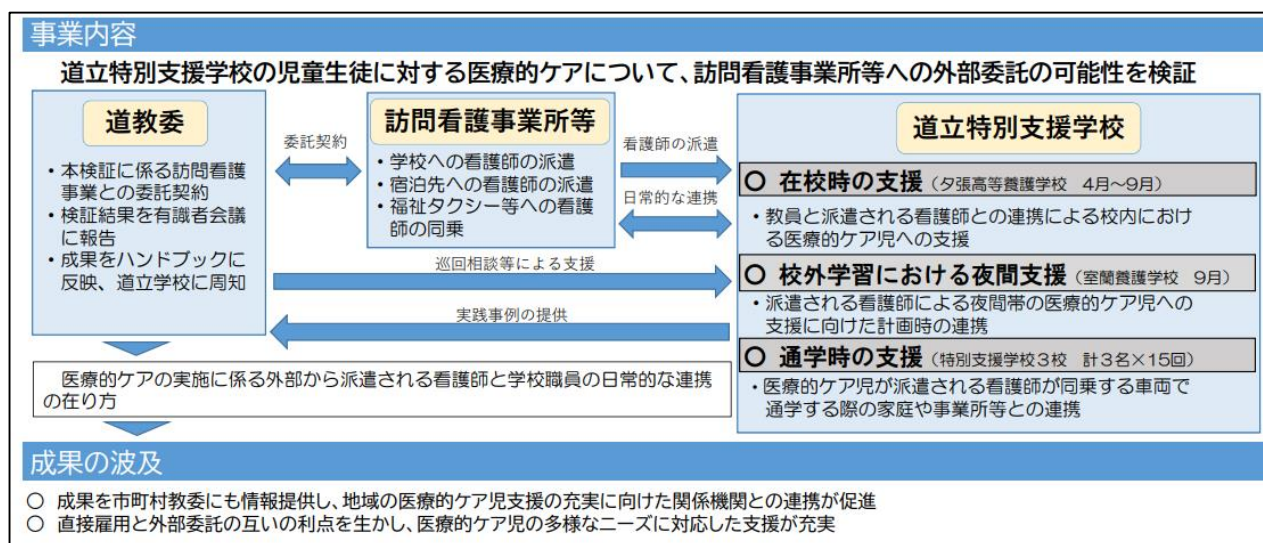


図 本事業の概要

2 事業内容について

(1) 「在校時の支援」の充実に向けた取組

「在校時の支援」に係る検証については、北海道夕張高等養護学校を指定校として協力いただきました。学校が雇用する医療的ケア看護職員が不在となっている状況を想定し、4月から半年間、教職員と派遣された看護師が連携した校内支援体制の在り方を検証しました。

本検証では、医療的ケア児の入学直後においても、派遣された看護師と教職員との連携により、実施マニュアルの策定等を円滑に行うことができ、雇用する医療的ケア看護職員の不在時に一定の体制整備を進められることが確認できました。

ただし、医療的ケア児の体調が急変した際には、保護者への連絡を含め、迅速な対応が求められることから、派遣された看護師が周囲の教職員との日常的な連絡・相談について実施マニュアルに位置づけるとともに、管理職による積極的な業務マネジメントを図る必要があります。

(2) 「校外学習における夜間支援」の実施に向けた取組

「校外学習における夜間支援」は、北海道室蘭養護学校を指定し、高等部宿泊研修の宿泊先に当日派遣される看護師との連携及び事前の情報共有、事業所との業務契約の締結時期の在り方等を検証しました。

本検証では、当日派遣される看護師が事前に学校を訪問し、対象となる医療的ケア児の様子や保護者、教職員からの聞き取りを行うことにより、夜間対応表の作成等、具体的な準備を行い、当日は円滑な引継ぎのもとに夜間の支援を実施することができました。

ただし、学校の実施計画の立案に向け、校外学習実施の3か月前には、事業所との契約締結の見通しを立てることが望ましいことから、より早い時期から事業所へ必要な情報を提供して見積もりを依頼する必要があります。

(3) 「通学時の支援」の実施に向けた取組

「通学時の支援」については、北海道拓北養護学校、北海道真駒内養護学校、北海道函館養護学校の3校を指定し、それぞれ1名の医療的ケア児を対象に保護者に代わって、派遣される看護師が福祉タクシーに同乗して冬季（12月～2月）の通学を支援し、その際の家庭、事業所、学校の引継ぎや緊急時の連携の在り方等を検証しました。

なお、本検証では、事前に対象者の保護者から登校支援又は下校支援の希望日を聴取し、当該日時における看護師の派遣について、事業所と業務契約をしました。

また、福祉タクシーの手配は保護者が連絡・調整することとしました。（運賃については、本事業に限り、就学奨励費として支給）

本検証では、初回の支援実施前に家庭、学校、派遣される看護師による打合せ及び保護者同乗による試走の実施を契約内容に盛り込むことにより、緊急時の連絡体制を含め、本人・保護者、事業所の双方が安心して通学支援を開始することができました。

ただし、本検証における委託契約は、一人の対象者に対しての限定的な回数の支援であることから、通学支援の対象者や回数が増加した場合には、都度、安全・安心な実施に向けた関係者の打合せを設定するよう連絡調整を図る必要があります。

3 今後に向けて

本事業を通して、障がいが重度で重複している児童生徒が多数在籍する特別支援学校において、従来から配置している医療的ケア看護職員を中心とした医療的ケア実施の体制整備を前提に、関係者間の連携の在り方を具体的に示していくことにより、各学校が必要に応じて、医療的ケアの一部を外部に委託することは可能であると検証することができました。本事業の検証の成果は、この後、ハンドブックに取りまとめることとしています。

小・中学校における体制整備では、市町村教育委員会が、医療的ケアを外部に委託している事例が見られています。そうした地域にある特別支援学校においては、外部委託は人材不足を補う手段にとどまらず、ハンドブックを参考にすることで、域内の専門性の高い人材を互いに共有し、地域全体で医療的ケア児の切れ目のない支援体制の充実に取り組む機会になると期待しています。

特集3

特セン事業の紹介

特センの研修支援とは、どのようなものなのか紹介します！



特セン Instagram アカウント
公式キャラクター「さぼまる」

研修事業「研修支援」について

1 研修支援とは

学校や市町村教育委員会、教育関係団体等からの依頼に応じて、学校や教職員の特別支援教育に関する専門性の向上や、地域における特別支援教育の充実に向けた取組を支援する取組です。

【実施方法】

- 特センと遠隔で行う研修
 - ・ Web 会議サービス (Zoom) を活用
- 特セン所員を派遣する研修
 - ・ 特セン所員を会場に派遣
- 研修用動画を視聴する研修
 - ・ 研修用動画の視聴
- 特センに来所して行う研修
 - ・ 特セン所内での自主研修

【内容】

- 校内研修会、授業研究、研究大会などでの講義や助言
※遠隔で行う研修は無料ですが、所員を派遣する研修にかかる旅費は主催者負担となります。
- 「特センライブラリ」の視聴
※各 20 分程度の動画
- 図書・各種資料の閲覧
検査用具を活用した自主研修

【対象】

- 学校
教育委員会
特別支援教育関係団体
- 教職員個人

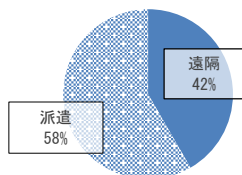
* 研修実施の 2 か月前までの申込みを基本としています。

2 研修支援（遠隔・派遣）活用の実際（道立特別支援学校）

今年度も多数の研修支援を実施していますが、今回は、道立特別支援学校を対象に実施したアンケートの内容を基に、研修支援がどのように活用されているか紹介します。

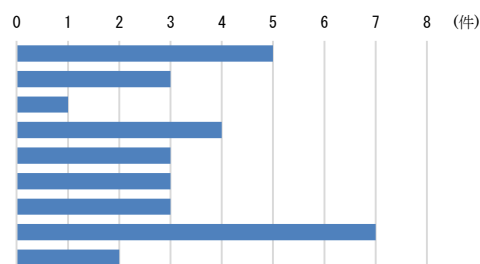
(1) 研修支援の実施方法と主なテーマ

○ 実施方法



○ 主なテーマ

- ① 主体的・対話的で深い学び
- ② 個別最適な学びと協働的な学び
- ③ カリキュラム・マネジメント
- ④ 幼児児童生徒のアセスメント
- ⑤ 自立活動の時間
- ⑥ 各障がいの配慮事項
- ⑦ ICT の活用
- ⑧ 校内研究への助言
- ⑨ 授業研究への助言

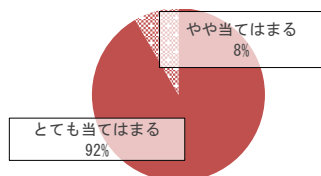


研修ニーズに応じた方法で、幅広いテーマに対応します。複数回の実施や、年度をまたいだ依頼にも対応していますので、まずはご相談ください。
* 申込みは、毎回必要です。



(2) 研修支援を活用して得られた気付き・取組の変容

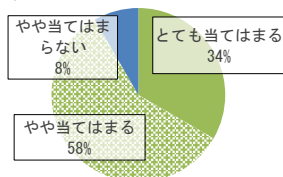
○ 気付きを得られたか



○ 「気付き」の例

- ・ 単元目標や時間ごとのねらいを明確化する重要性を理解することができた。
- ・ ICT 活用の新たな視点を学び、時代に応じた専門性のアップデートが必要と感じた。

○ 学校の取組に変容が見られたか



○ 「取組の変容」の例

- ・ 授業において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を意識した指導場面が設定されることが増えた。
- ・ 行動の背景要因に目を向け、多面的に子どもの姿を捉えようとすることで、指導者が心理的にゆとりを持って指導に当たることができるようになった。



先生方の気付きと変容を促し、学校の取組を一步前に進めます！



※ 研修支援のお申込みはこちらから。是非御活用ください。

(URL : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/page_745/page_20240422094408)



特集3

特セン事業の紹介

研究事業「特別支援学校教員スタート・プログラム（試案）」を活用した取組について

1 「特別支援学校教員スタート・プログラム（試案）」の作成と活用

特センでは、昨年度、特別支援学校において、経験の浅い教員の資質能力を育成する取組を充実することができるよう、初任段階教員研修（学校計画研修）等で活用できる「特別支援学校教員スタート・プログラム（試案）」（以下、「プログラム」という。）を作成し、今年度、特別支援学校2校の協力の下、活用した取組を行いました。

本プログラムは、障がい理解などの基礎基本や授業づくりに関する14のコンテンツで構成し、各学校においてすぐに使えるよう、各コンテンツに説明原稿付きの研修スライドと研修の進め方の解説を作成しました。また、研修を計画的に実施するとともに、効果を高めることができるよう、研修を担当する教員向けに、年間での計画例やプログラムの活用の仕方併せて特センWebページに掲載しています。

プログラムの
ダウンロードは、こちらから



【セクションⅠ】基礎基本の理解度アップ

I-1	障がいの理解	P 6
I-2	知的障がいの特性と基本的な対応	P 8
I-3	実態把握	P 10
I-4	自立活動の指導の基本	P 12
I-5	個別の指導計画	P 14
I-6	個別の教育支援計画	P 16
I-7	教員間の連携	P 18
I-8	保護者への対応	P 20

【セクションⅡ】授業カレベルアップ

II-1	授業づくりの基本	P 22
II-2	単元の指導計画	P 24
II-3	学習評価	P 26
II-4	学習指導案の作成	P 28
II-5	主体的・対話的で深い学び	P 30
II-6	個別最適な学びと協働的な学び	P 32

【14の研修コンテンツ】

2 協力校におけるプログラムを活用した取組

今年度、美唄養護学校と余市養護学校しりべし学園分校による協力のもと、プログラムを活用した学校計画研修の実施を通して、特別支援学校における活用の有効性を検証し、次期学習指導要領改訂まで継続的に活用できるよう、プログラムの修正や改善に向けた取組を進めています。



美唄養護学校



余市養護学校しりべし学園分校

プログラムを活用した年間の計画や研修の実施を通して、

- ・研修の計画が立てやすく、準備も軽減され、効率的に初任段階研修を行うことができました。（研修担当部署）
 - ・研修スライドに、説明原稿がついているので、内容が分かりやすく、研修を担当する教員にとっても学びになりました。（指導教諭）
 - ・基礎基本のコンテンツは、研修動画があるので、自分たちで研修することができました。（初任段階教諭）
- などの感想や意見が寄せられました。

実際の研修を特センの所員が参観する中で、研修を担当する教員が、自校の取組を付け加えて説明したり、プログラムに掲載している活用の仕方を参考に、初任者との対話を行ったりするなど、研修の効果を高めるための工夫も見られました。

プログラムは、特センのWebページから、どなたでもダウンロード可能です。プログラムの名称は、「特別支援学校教員」としていますが、特別支援学級の先生などの研修にも役立つものですので、是非ご活用ください。

また、検証結果を踏まえて改善したプログラムは、完成次第、特センWebページに掲載します。

編集後記

「特別支援教育ほっかいどう」第30号（通巻第74号）をお読みいただきました皆様、大変ありがとうございました。

本号では、「本道の特別支援教育における取組の充実」をテーマに、通級による指導の充実に向けた取組、特別支援学校における医療的ケア実施のための取組、特セン事業及び研究事業を紹介しました。

本号の発行を通して、今日的な教育課題の解決に向けた取組を、広く道民の皆様を知っていただくとともに、各地域における特別支援教育の充実に向けた取組の一助になることを願っています。

本センターといたしましては、皆様方の御示唆を頂きながら、本道の特別支援教育の充実を目指し、様々な活動を展開してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、原稿の執筆に係る資料や情報提供、アンケートへの回答にご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

—それぞれの特集記事の協力者及び学校—

- 特集1 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援教育制度推進係
白老町立白老小学校教諭 小 間 啓 史
- 特集2 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援教育指導係
- 特集3 北海道旭川盲学校、北海道帯広盲学校、北海道札幌聾学校、北海道帯広聾学校、北海道函館高等支援学校、北海道新得高等支援学校、北海道星置養護学校、北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校、北海道平取養護学校、北海道鷹栖養護学校、北海道稚内養護学校、北海道手稲養護学校三角山分校（アンケート協力校）

「特別支援教育ほっかいどう」第30号（通巻第74号）

発行：令和7年（2025年）1月

編集：北海道立特別支援教育センター

北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

T E L 011-612-6211（代表） F A X 011-612-6213

E-mail tokukyo.12@pref.hokkaido.lg.jp

U R L <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

X (旧Twitter) https://twitter.com/pref_tokucen

Instagram https://www.instagram.com/tokucen_hokkaido/

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UC7ohsCTaA7LKcBpMMw4UPIA>



本センター
Webページ



公式X
(旧Twitter)



Instagram



特セン@ほっかい
どうチャンネル

発行者：北海道立特別支援教育センター所長 柏 木 拓 也